

＼遠方の医療機関等で妊婦健診や出産をする方へ／

妊産婦健診時や分娩時の交通費、 出産準備のための宿泊費を助成します



対象者

1. 天栄村に住所のある妊産婦のうち、次のいずれかにあてはまる方
 - (1) 自宅または里帰り先から最も近い産科医療機関・分娩施設まで、**おおむね 60 分以上^{※1}**の移動時間を要する妊婦
 - (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センター^{※2}で妊婦健診や分娩をする必要があり、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまで、**おおむね 60 分以上^{※1}**の移動時間を要する妊婦

※1) 分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー(出産の場合のみ)、自家用車および公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案したうえで、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると村長が認めた場合に限る。ただし、妊婦健診の移動手段はタクシーを除く。

※2) 母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設のこと。
2. 1 に該当する妊婦が分娩施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦を支援するために同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦 1 人につき 1 人まで）

助成内容

	交通費（妊婦本人のみ）	宿泊費（妊婦本人+同行者 1 名）
出産時	分娩施設・周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分） (1) タクシーの場合 実費額×0.8 (2) 自家用車の場合 距離数(km)×25 円×0.8 (3) 公共交通機関の場合 村の旅費規程に準じた額（実費額を上限）×0.8	出産までの間、待機のために分娩施設等の近隣宿泊施設で宿泊した際の宿泊費用 （出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分。同行者 1 名分も含む。） 【助成額】 （実費額（11,800 円/泊を上限）-2,000 円）×日数
妊婦健診時	産科医療機関・分娩取扱施設・周産期母子医療センター等までの移動に要した費用 （上限：14 回（妊娠後期に遠方の分娩予定施設に切り替えて受診する場合は 7 回）往復分） (1) 自家用車の場合 距離数(km)×25 円×0.8 (2) 公共交通機関の場合 村の旅費規程に準じた額（実費額を上限）×0.8	

申請方法

交通費や宿泊費をお支払い後、下記のものをご持参のうえ、こども家庭センター（村健康保健センターへるすびあ内）へお越しください。

【交通費】 ①利用日及び利用料金が確認できる領収書等 ②妊婦健診日や出産日、及び医療機関等施設名が確認できる書類（母子健康手帳等） ③通帳の写し（申請者（妊産婦）本人名義の通帳） ④印鑑 ⑤申請者確認書類（マイナンバー、運転免許証等）	【宿泊費】 ①宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等 ②出産日及び医療機関等施設名が確認できる書類（母子健康手帳等） ③通帳の写し（申請者（妊産婦）本人名義の通帳） ④印鑑 ⑤申請者確認書類（マイナンバー、運転免許証等）
---	--